

桑名警察署協議会議事録

令和4年度第1回桑名警察署協議会	
日時	令和4年7月19日（火）午後3時～午後5時
場所	桑名警察署3階会議室
出席者	<p>1 警察署協議会委員 11名 石川昭人委員、井上隆昌委員、谷 妙子委員、中嶋明子委員、坂久美子委員、平野直裕委員、福田静江委員、水谷百花委員、安澤正幸委員、横井健祐委員、横井善彦委員</p> <p>2 警察署 15名 署長、副署長、会計課長、警務官、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p> <p>3 事務局員 3名 警務係長、警務係主任、警務係</p>
傍聴者数	0人
公開・非公開の別	公開
会 議 内 容	
<p>1 警察署協議会設置の経緯・運営要領等（警務官）</p> <p>2 警察署長挨拶</p> <p>3 会長、副会長の選出 会長 谷 妙子委員 副会長 石川昭人委員</p> <p>4 役員挨拶</p> <p>5 協議事項等</p> <p>(1) 治安情勢の説明（警察署長）</p> <p>(2) 桑名警察署の概要等（警務官）</p> <p>(3) 速度取締り指針の説明（交通第二課長）</p> <p>(4) 質疑応答・要望提言（各課長等）</p> <p>6 主な協議</p> <p>＜委員＞ 修徳小学校の運動場横を南北に走る道を南へ行き、参宮通から踏切へ向かう道と交差するT字路にカーブミラーを付けてほしい等の要望がある。 また、横断歩道が消えかけていたり、信号機を付けてほしい等の要望もあるが、どうしたらよいか。</p>	

【署長】 御質問のカーブミラーの設置要望箇所は市道であり、管理者である桑名市が担当となる。日頃から、当署と桑名市は緊密に連携を図りながら業務を進めており、市民から要望があった旨伝える。

<委員> 7月30日に桑名市花火大会が開催予定であるが、桑名警察署の警備体制はいかがか。有料席以外のエリアに人が集まることが予想され、その翌週には石取祭も開催される。いずれも3年ぶりの開催となりますので、事故やトラブル防止に努めてほしい。

【地域課長】 桑名市水郷花火大会も石取祭も3年ぶりの開催で、新型コロナウイルスの蔓延後、初めての開催であり、コロナ対策を考慮して規模を縮小して開催すると主催者側から聞いている。警備体制は保安上、詳細に答えることは控えるが、委員が危惧されている事案が発生しないよう、主催者側が配置する警備員を含め、各主催者と連携しながら、観覧者に楽しんでいただき、かつ近隣住民の皆さんへの影響を最小限とした警備計画を立てるなど、万全を期して対応したい。

<委員> 国道1号など、赤信号待ちの車の列を原付などが追い抜いて前に出るなど、マナー違反や交通違反のバイクをよく見掛ける。また、末広町の付近で逆向きで路上駐車する車両をよく見掛けるが、いずれも取り締まることはできないのか。

最近、駅や電車内でのトラブルをよく耳にする。桑名駅の自由通路を幅いっぱいに広がって歩いている歩行者の姿もよく見る。通路には右側通行を促すサインなどがあると良いと思う。

【署長】 まず、交通指導取締りに関して、赤信号で原付や自動二輪車が信号待ちの車間を通り抜ける行為は道路交通法の通行区分違反や路側帯通行、左側追い越し、追い越し禁止場所における追い越し、割り込み等の禁止等の違反が成立する可能性があるため、交通取締りの対象となるが、道路の規制状況、追い抜き方法等により違反の成否が異なる。このような行為を認めた場合、車両の停止を求め、運転手に危険性を説明して指導警告する、適用可能な違反があれば交通違反として検挙するなど対応している。また、逆向きの路上駐車は法定の放置駐車違反となるため、こういった駐車車両を認めた際、使用者に警告して車両を移動させる、駐車違反として検挙するなど対応している。

また、委員指摘の自由通路の管理者は桑名市であるが、トラブルの発生を未然に防止するため、市に対し右側通行を促す看板の設置などの対策を申し入れたい。

<委員> 桑名市での学校警察連絡制度の運用は適切に行われていると思う。少年等の非行に関しては子供自身や周囲の環境に影響されることも多いが、保護者の課題も大きいと思う。そこで、学校、警察、その他の機関がそれぞれの立場で保護者へ働き掛けを行うなど、この制度が有効に運用されることを要望する。

【生活安全課長】 学校警察連絡制度とは、市町教育委員会教育長と警察署長において締結された「学校警察連絡制度（情報連携）」の協定に基づき、それぞれ連絡責任者（校長、署長）と連絡担当者（教頭、生徒指導教諭、生活安全課長、交通課長等）を定め、個人情報の取扱いに留意した上

で、少年の問題行動や犯罪、被害に関する情報を相互に連絡、事後の指導につなげることを目的としており、保護者は対象となっていない。

しかし、警察では問題行動や犯罪を起こした少年を呼び出して取調べ等をした際、保護者に対して非行の状況や背景等を説明するなど、指導を行っている。

そのほか、非行防止教室等に保護者を参加させるなど、少年の規範意識の向上を図るとともに、少年警察ボランティア等の協力を得ながら、社会全体で少年の非行防止、健全育成に努めている。

<委員> 木曾岬町にはたくさんのヤードがあり、仮ナンバーを付けずに走行している車両も多く見掛ける。ヤード条例が施行されたが、警察はどのような対策をしているのか。

【署長】 昨年10月1日から、三重県ではいわゆるヤード条例が施行され、本年4月末現在、201件、そのうち23件が木曾岬町地内の届出となっている。

警察では、届出が必要な事業所には届出を促し、既に届出済みの事業所へは立入調査を実施して適正な営業をしているか確認し、法や条例に違反する営業があった場合、行政指導や行政処分、検挙をすることとしている。

そのほか、委員指摘の危険な走行をする車両を認めた場合は道路交通法違反等による検挙等の措置を執っている。

具体的にはナンバーが付いていない車両の走行は、道路運送車両法違反となり、許可された車両以外に仮ナンバーを付けている場合、取締りの対象となる場合があるほか、運輸支局による行政処分の対象となる。

昨年、当署では検問、夜間パトロールの強化、仮ナンバーを紛失したヤードへの立入り等を実施したほか、木曾岬町役場や三重県庁とも毎年会議を行い、路上の放置車両の対策等も進めている。

また、ヤード内における車両の野積みや騒音、オイル漏れ等による生活環境悪化への懸念もあることから、条例に知事部局との連携規定も設けてあるので三重県等とも連携しながら、住民の皆さんの安全を確保するための諸対策を進める。

備 考	報道関係1社1名（翌日、1社1名に資料提供）
-----	------------------------